計画作成への協力のお願い用

個別避難計画の作成について ご協力のお願い

●令和3年の災害対策基本法改正により、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、「個別避難計画」を作成することが、市町村の努力義務とされています。

●災害発生時の避難行動要支援者への避難支援等を実効性のあるものとするため、計画作成に取り組んでいます。

個別避難計画とは？

○災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等（※「避難行動要支援者」といいます。）について、一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことです。

個別避難計画作成の対象者は？

○避難行動要支援者名簿（氏名、生年月日、住所、電話番号、支援を必要とする情報等が登載されているもの）に掲載されている方。

※南陽市では、以下の要件に当てはまる介護認定情報や手帳所持情報を基に名簿を作成しております。（手上げ方式で名簿への掲載を希望する方を含む）

避難行動要支援者

市内で在宅で生活している方で、災害時に自力で避難することが難しい次の方を対象としています。

①要介護認定 3～5（立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者）
②身体障がい者手帳 1・2 級
③療育手帳 A
④精神障がい者保健福祉手帳 1 級
⑤本人や家族、避難支援等関係者等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された方で、名簿への掲載を希望する方



個別避難計画の作成に当たっては、
「福祉専門職」の方などに参画いただくことが重要と考えています。

協力を依頼する目的は？

○個別避難計画を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態を把握されている「福祉専門職」の方などの協力が必要です。

○例えば、介護支援専門員や相談支援専門員の方などは、介護保険サービスの利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態をよく把握されており、本人との信頼関係が構築されていることなどから、計画作成に「福祉専門職」の方の参画を得ることが重要と考えています。

福祉専門職の方になどに参画いただき、本人の心身の状況や生活実態を踏まえた、
実効性のある計画にする必要があります。

計画の内容は？

〇個別避難計画には、避難行動要支援者の身体の状態、緊急時の連絡先、避難場所、避難経路、避難を支援してもらう方などを記入します。

〇避難行動要支援者が住んでいる地域で想定される被害の状況や居住環境、ご本人の状況等を踏まえ、避難先や避難経路、避難を支援してもらう方などを検討します。

個別避難計画は、本人の同意に基づき、平常時から避難支援等関係者に提供し、災害発生時の避難支援に活用します。

計画に基づく避難支援の結果への責任は？

〇個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。

〇また、計画の作成主体である市や、福祉専門職の方など計画の作成事務の一部を受託した者、その他、計画作成の関係者、避難支援をするもの等に対し、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。

〇計画は、災害発生時の避難行動要支援者の避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものという位置付けとされています。

〇近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、計画作成が市町村の努力義務とされました。

〇個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守るための計画です。計画を実効性のあるものにするため、計画作成への御協力をお願い致します。

相談窓口

【南陽市役所】
- ・総合防災課 ・・・ TEL 0238-40-0264、0267
- ・福祉課 障がい福祉係 ・・・ TEL 0238-27-1850
- ・福祉課 介護業務係 ・・・ TEL 0238-40-0610
- ・すこやか子育て課 すこやか係 ・・・ TEL 0238-40-1691
- ・南陽市地域包括支援センター（担当地区：宮内、漆山、金山、吉野、中川）・・・ TEL 0238-40-1646

【南陽市社会福祉協議会】
- ・地域包括支援センター（担当地区：赤湯、沖郷、梨郷）・・・ TEL 0238-50-1018